発議案第3号

難病の患者に対する医療等に関する法律の抜本的見直しと改善を求める 意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年3月8日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者 八千代市議会議員 堀 口 明 子

賛成者 八千代市議会議員 伊原 忠

同 植 田 進

同 飯川英樹

同 三田 登

提案理由

国に対し、難病の患者に対する医療等に関する法律の抜本的見直しと改善を 強く求める

これが、本案を提出する理由である。

難病の患者に対する医療等に関する法律の抜本的見直しと改善 を求める意見書

難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)は、多くの難病患者の期待を集めて2015年1月に施行され、難病法に基づく医療費助成の対象が、56疾病から現在の331疾病にまで拡大されてきた。

しかし、各種の「経過措置」が終了した2018年1月時点で、大きな問題 点が浮かび上がっている。難病法施行前の「特定疾患」は56疾病、対象患者 数はおよそ92万人だったが、難病法施行後の助成対象は331疾病と約6倍 に広がりながら、対象患者数が約89万人と約3万人減少しているのである。 しかも、難病法施行前の56疾病で見ると対象患者数は約57万人で、それま で助成を受けていた約35万人の患者が対象から外れたことになる。

対象から外れた患者は、病気が治癒・改善したわけではなく、難病法の施行により判定基準が厳しくなり、「軽症」とみなされたのである。また、新たに拡大された対象疾病でも、14疾病では対象患者が1人もいないなど、新たな法律に期待して申請しても「軽症」とされ、対象外になる患者が多く存在している。対象外となり医療費の負担が増えたことで、治療を中断せざるを得ない難病患者が生まれていることは深刻な問題である。

また、2020年には難病法の見直しが行われることとされており、患者や 医療関係者からは「治療研究には軽症者も含める必要がある」、「重症度分類 等による差別を辞め、軽症者を含めた全ての患者を助成の対象に」との声が上 がっている。難病法の改正に当たっては、「患者の実態把握や患者団体の意見 を尊重してほしい」との要望にも応えるべきである。

よって、本市議会は国に対し、難病の患者に対する医療等に関する法律の抜本的見直しと改善を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

八千代市議会

提出先

 内閣総理大臣様

 総務大臣様

 財務大臣様

 財務大臣様

 財務大臣様

 保養